

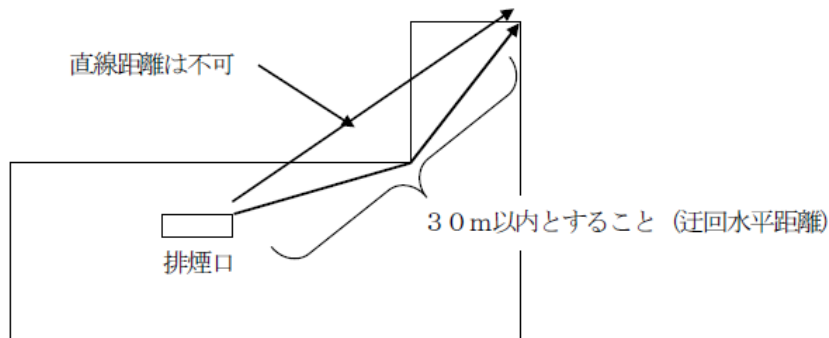
第16 排煙設備

1 排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分

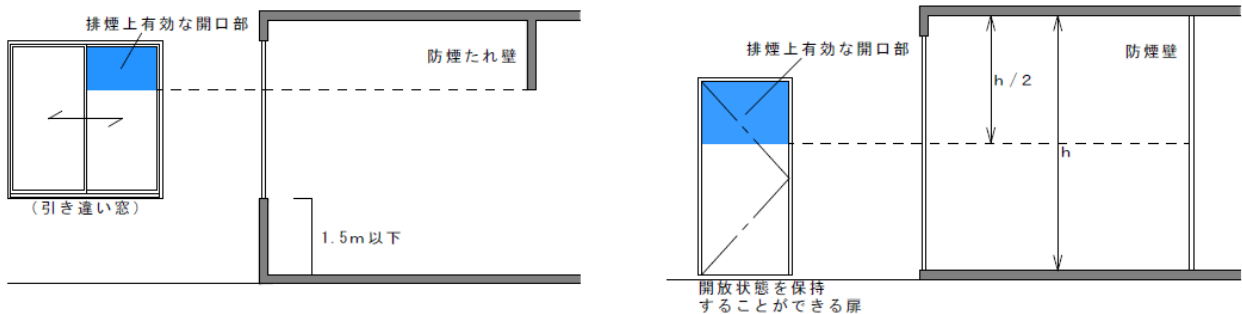
- (1) 規則第29条第1号イに規定する「直接外気に接する開口部」は、建具を有しない常時開放されたもので、煙及び熱の排出に有効で、かつ、屋外の安全な場所に排出することができる箇所に設置すること。
- (2) 規則第29条第2号に規定する「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分」は、通常の使用形態において当該防火対象物の関係者以外の不特定の者が出入りしない部分とすること。

2 排煙口

- (1) 規則第30条第1号ロに規定する排煙口までの水平距離については、次図のように測定するものとし、直線距離としないこと。

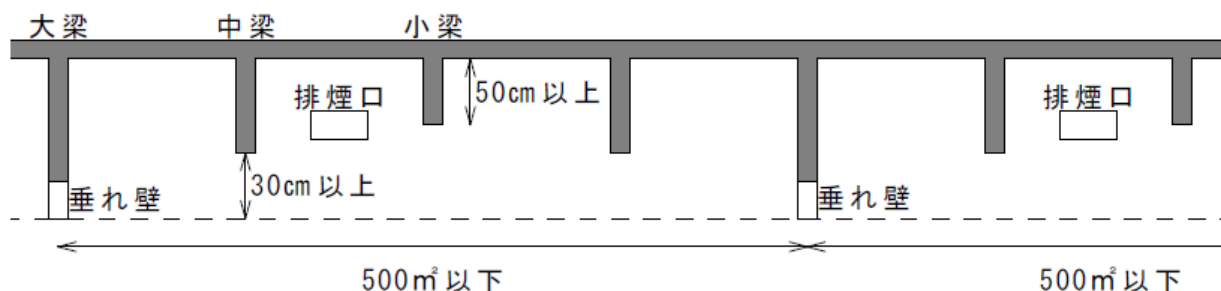


- (2) 規則第30条第6号ロに規定する「直接外気に接する排煙口」(以下「排煙上有効な開口部」という。)には、開放状態を保持することができる扉(ドアチェック(ストッパー付き))及び床面から開口部の下端までの高さが1.5m以下である窓を含むことができるものとする。ただし、防煙壁の下端より上部であって、床面からの高さが天井の高さの2分の1以上の部分を「排煙上有効な開口部」として算定すること。



- (3) 自走式駐車場に排煙口を設ける場合で、次のすべてに適合した場合は、小梁又は中梁を防煙壁として取り扱わず、大梁に囲まれた部分を一の防煙区画として取り扱うことができるものとする。

- ア 一の防煙区画は、床面積500㎡以内とすること。
- イ 大梁のスラブ下寸法(大梁の下部に垂れ壁を設置する場合は垂れ壁の高さも含む。)と他の梁のスラブ下寸法の差が30cm以上あること。
- ウ 排煙口は大梁の下端(大梁の下部に垂れ壁を設置する場合は垂れ壁の下端)より上部に設置すること。



### 3 排煙機及び給気機

規則第30条第5号に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」については、不燃区画された室又は建築物等から3m以上離れた場所（3m未満の範囲の建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該範囲の建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合はこの限りでない。）であること。

### 4 加圧防排煙設備

加圧防排煙設備の設計にあたっては、一般財団法人日本消防設備安全センターが示す、「加圧防排煙設備の設計・審査に係る運用ガイドライン」によること。

### 5 特例基準

(1) 次のいずれかに該当する場合は、排煙口を設けないことができるものであること。

ア 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁又は床で区画され、かつ、開口部については、自動閉鎖装置付きの防火戸で区画され、さらに区画内の壁及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）を準不燃材料で仕上げたもので、次に掲げる部分

(ア) 非常電源を附置した換気設備の設けられている変電室、発電室その他これらに類する場所

(イ) 機械換気設備の機械室、ポンプ室、冷凍機械室、エレベーター機械室その他これらに類する室の用途に供されるもので、床面積が100㎡以下のもの

(ウ) 床面積が50㎡以下（スプリンクラー設備が技術上の基準に適合して設置されているものにあつては100㎡以下）のもの

イ 浴室、シャワー室、洗面所、便所その他これらに類する場所

ウ 風除室、エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する場所

エ 階段室（消火活動拠点となる部分を除く。）、エスカレーターの防火区画となる部分

オ ガス系消火設備（全域放出方式で固定式のものに限る。）が技術上の基準に適合して設置されている場所

カ 室内に面する部分の仕上げを不燃材料で仕上げた冷凍室、冷蔵庫その他これらに類する場所

キ 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備で、次のアからオに掲げるものを有する部分 ただし、ケーブルが多条布設されているものにあつては、当該ケーブルに延焼防止上有効な措置を施したものに限る。

(ア) 密閉方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式であつて、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000KVA未満のもの

(イ) 密閉方式のOFケーブル油槽

(ウ) 1,000KVA 未満の容量の電気設備

(エ) 自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）又は「キュービク

ル式非常電源専用受電設備の基準」(昭和50年消防庁告示第7号)に適合する構造のキュービクルに収容されている電気設備

(オ) 発電機、変圧器のうち冷却又は絶縁のための油類(自己消火性のものを除く。)を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

(2) 次に掲げる要件に適合する場合は、規則第30条第3号ロの規定にかかわらず、消火活動拠点に設ける排煙用の風道に排煙機を接続しないことができる。

ア 適用の対象となる防火対象物

令第28条第1項各号(令別表第1(10)項に掲げる防火対象物を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分

イ 特例要件

(ア) 排煙設備は、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1437号)第1に規定する押し出し排煙に適合しているものであること。

この場合において、同告示第1ハ(3)中「送風機」とあるのは、「給気機」と読み替えるものとする。

(イ) 給気機は、消火活動拠点に設置する給気口の通過風量が $5,500\text{m}^3/\text{h}$ 以上の空気を供給することができる性能のものであること。

(ウ) 規則第30条第4号イに規定する手動起動装置及び同条同号ロに規定する自動起動装置の両方を設けること。

この場合の自動起動装置の起動にあつては、消火活動拠点に隣接する室(階段室を除く。)における自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して起動するものとすることができる。

(エ) 消火活動拠点以外の部分に設ける排煙設備は、規則第30条の規定に適合していること。

